

荒尾市長の給与の特例に関する条例の制定  
について

荒尾市長の給与の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年6月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市長の給与の特例に関する条例

別紙添付

提案理由

市政の混乱を招いた道義的責任により、市長の給料月額を減額したいからである。



## 荒尾市長の給与の特例に関する条例

市長の給料月額は、平成27年7月1日から同年9月30日までの間において、荒尾市長等の給与等に関する条例（昭和26年条例第10号）第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成27年9月30日限り、その効力を失う。



荒尾市教育委員会委員の任命について

次の者を荒尾市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年6月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

氏名 泉 亜矢

住所



提案理由

荒尾市教育委員会委員中1名は、平成27年7月1日をもって任期が満了するので、その後任委員を任命したいからである。



荒尾市副市長の選任について

次の者を荒尾市副市長に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求めらる。

平成27年6月30日提出

荒尾市長 山下 慶一郎

氏 名 宮崎 司

住 所



提案理由

現在不在の副市長を選任したいからである。





人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成27年6月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

氏名 日高 洋子

住所



提案理由

日高洋子委員は、平成27年9月30日をもって任期が満了するので、その後任委員の候補者として、引き続き推薦したいからである。